

# 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

水 野 かほる

『国際関係・比較文化研究』（静岡県立大学国際関係学部）  
第11巻第1号（2012年9月）抜刷

## 【論 文】

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

水 野 かほる

## 1. はじめに

近年の驚異的な情報通信技術の革新等に伴う加速度的なグローバル化の進展の結果、国境を越えて多くの人たちが行きかうようになった。それと共に、通訳を必要とする刑事事件が増加し、来日する外国人の国籍や通訳を必要とする言語の多様化が進んだ。こうした状況は、次の様々な数値からも明らかである。

平成22年の外国人新規入国者数は791万9,726人であり、前年より29.4%増加して過去最高であった。また外国人登録者の年末人員も年々増加し、平成20年末には過去最高の221万7,426人を記録したが、その後、21年、22年末は若干減少している（法務省法務総合研究所2011, 126頁）。来日外国人による一般刑法犯の検挙件数は、平成5年からその他の外国人を上回り、平成14年からは急増し17年に過去最高になったが、その後減少に転じ、22年は14,025件であった。その検挙人員は16年に過去最多となった後、減少し、22年は6,710人となっている（法務省法務総合研究所2011, 127頁）。しかし、来日外国人犯罪の情勢が比較的平穏であった昭和から平成初期と比べて、来日外国人犯罪の検挙状況は、依然として高い水準にある（警察庁2011, 122頁）。

また、『平成23年版犯罪白書』によると、平成22年における外国人事件の通常第一審での有罪人員は4,454人であり、有罪人員総数に占める比率は6.3%であった（法務省法務総合研究所2011, 132頁）。そして、平成22年に全国の地方裁判所や簡易裁判所で判決を受けた被告人71,061人のうち、通訳人が付いた外国人被告人は3,321人で、おおよそ21人に1人であり、国籍は平成元年に35か国であったのが平成22年に75か国にまでなり、言語は平成22年には37言語となっている。その上位10言語は中国語、フィリピン（タガログ）語、韓国・朝鮮語、ポルトガル語、スペイン語、ベトナム語、英語、タイ語、ペルシャ語、シンハラ語で、特に、フィリピン（タガログ）語、ベトナム語、タイ語、ペルシャ語、シンハラ語などの少数言語の事件が増えている（裁判所2012）。こうした状況から、事件の増加と共に通訳翻訳の需要も高まっているだろうと思われるが、司法通訳の必要性が社会的に認識され始め、制度や技術面での整備が

始まったのはようやく1990年代の半ばになってからであった。

裁判員制度が開始されて今年の5月で3年たった。裁判員制度は、「21世紀の我が国社会において司法が果たすべき役割を明らかにし、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実強化その他の司法制度の改革と基盤の整備」<sup>1</sup>を目的とする司法改革の基に実施された。この裁判員制度を初めとする近年の司法の変化により、司法通訳翻訳を取り巻く状況も変わってきていると思われる。

そこで、本稿では、近年（主として2000年以降）の我が国における司法通訳翻訳を取り巻く制度や環境の変化とそこから招来する司法通訳人<sup>2</sup>を取り巻く通訳環境等に関して、主に言語面の研究動向や課題を中心に検討を行い、今後の研究の方向について述べたいと思う。

## 2. 司法通訳体制の現状

我が国における司法通訳をめぐる状況を振り返ってみると、1980年代から入管法違反などを含む刑事事件が激増する中で、法廷や警察の取り調べでの日本語を解さない人々に対する言葉の問題が注目されるようになった。司法通訳人が通訳を行うのは、法廷だけではなく、警察、検察庁、拘留所、刑務所、入国管理局等においてもであり、近年は、司法支援センター（法テラス）においても国選弁護の通訳が行われている。

日本の刑事手続きは書面の記載も口頭の陳述も日本語で進められ、日本の裁判所における公式用語は日本語であるとされる（裁判所法74条）。司法通訳人の根拠となる法律規定としては、刑事訴訟法175条では、「国語に通じない者に陳述をさせる場合には通訳人に通訳をさせなければならない」と定めており、これによって、通訳人を介する、外国人が被告人である日本語を基盤にした裁判が可能になっている。また、国際的な規定では、1979年に日本が批准した国連人権規約（市民的及び政治的権利に関する国際規約）14条3項は、「すべての者は、その刑事上の罪の決定について、十分平等に、少なくとも次の保障を受ける権利を有する。(a)その理解する言語で速やかにかつ詳細にその罪の性質及び理由を告げられること。(f)裁判所において使用される言語を理解することまたは話すことができない場合には、無料で通訳の援助を受けること」を保障するとしている。

外国人が被疑者・被告人または参考人などとして関与する刑事手続きの様々な場で

1 「司法制度改革審議会設置法」〈平成11年法律第68号〉第2条第1項

2 津田（2009）は、聴覚障害者や日本語が十分に通じない外国人などの法的手続における実務通訳や翻訳に携わる人々を総称して「司法通訳翻訳人」と呼んでいる。本稿では、法廷通訳人を含め法律に関わる通訳翻訳に関わる業務を行う通訳人を指して司法通訳人と呼ぶことにする。

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

行われる言語の通訳を司法通訳と呼ぶが、筆者はかつて、司法通訳についての大まかな状況を知るために、静岡県における司法通訳に関する概況調査及び司法通訳人へのグループインタビュー調査を実施した（水野かほる2001, 2004 ab）。そこから見えてきたのは、司法通訳人とは、日本語及び外国語の高い運用能力と通訳技能や法的知識を備え、司法通訳人としての職業倫理を有し、正確な通訳の実施が必要とされる極めて高度な専門職であるが、その一方で、資格認定制度も職業組合も存在せず、仕事は裁判所等から連絡があったときに引き受けられるなら引き受けるという形態であり、仕事の確保も収入も不安定な立場にあるという現実であった。現在は、法律については変わらないが、裁判所や警察、弁護士会などでは徐々に通訳をめぐる体制が整備され改善が進んできた。例えば、裁判所は刑事裁判を通訳する通訳人に通訳人として心得ておくことや知っていることと役立つことを提供するための多言語の『法廷通訳ハンドブック』や『少年審判通訳ハンドブック』を作成したり、「法廷通訳セミナー」や「法廷通訳フォローアップセミナー」等の研修を行っている。各機関が司法通訳を利用する際は、裁判所は全国の通訳人候補者の情報をとりまとめた通訳人候補者名簿を作成して利用しており、平成23年4月1日現在、全国で61言語、4,052人が登録されている（裁判所2012, 3頁）。警察での取り調べの通訳に関しては、各都道府県警が通訳人センターを設置して警察官や警察職員の通訳者の養成を行っているが、民間の通訳人の登録も行っている。しかし、国籍や通訳言語の多様化に現状の通訳態勢は追いついておらず、特に少数言語については通訳人の確保に苦労している（大山2006等）。また、上記で触れた司法通訳人の認定制度や資格試験は、これまで様々な議論があったものの未だに成立に至ってはいない。通訳に対する報酬については、時間単位で通訳料金が支払われ、通訳人の能力や扱った事件の難易は考慮されていない。こうしてみると、司法通訳人のおかれた立場と状況は以前とさほど変わっていないと言えるようである。

### 3. 司法制度改革と司法通訳人

司法制度改革審議会は、21世紀の我が国で期待される司法制度に向けての司法制度改革の柱として、以下の三点を挙げている（司法制度改革審議会2001）。

- ①「国民の期待に応える司法制度」とするため、司法制度をより利用しやすく、分かりやすく、頼りがいのあるものとする。
- ②「司法制度を支える法曹の在り方」を改革し、質量ともに豊かなプロフェッションとしての法曹を確保する。
- ③「国民的基盤の確立」のために、国民が訴訟手続に参加する制度の導入等により司法に対する国民の信頼を高める。

これに基づき、国民が裁判官と共に裁判内容の決定に参加する裁判員制度の導入を初めとして、刑事裁判の充実・迅速化を目的とした公判前整理手続の導入、証拠開示の拡充、連日的開廷、訴訟指揮権の実効性確保、被疑者国選制度、また21世紀の司法を担うにふさわしい質の法曹を確保するための中核としての法科大学院の設置等が行われた。

これらの中で、特に司法通訳人の仕事の内容や労働環境、さらには司法通訳に関わる研究面にまで影響を与えていると思われるのは裁判員裁判の実施であろう。

## 4. 裁判員制度と法廷通訳

### 4-1 裁判員制度

裁判員法<sup>3</sup>は、2009（平成21）年5月に施行された。裁判員制度は、裁判員法によると、「国民の中から選任された裁判員が裁判官と共に刑事訴訟手続に関与することが司法に対する国民の理解の増進とその信頼の向上に資する」（第一条）という趣旨に基づき定められた。裁判員制度施行から3年たった2012年5月、最高裁判所と最高検察庁は、施行から3年間の裁判員制度の実施状況をまとめて公表した。それによると、2012年3月末までに31万4千人余りの候補者から2万8074人の裁判員と補充裁判員が選ばれ、全国60か所の地裁・支部で審理に加わっている（朝日新聞2012年5月19日）。

裁判員裁判の特徴を通訳との関わりを中心に述べると、以下のような事柄が挙げられるであろう（後藤2011,19-23,96-100頁）。

#### ① 対象事件（裁判員法第2条）

死刑または無期懲役もしくは禁錮にあたる罪、及び法廷合議事件のうち故意の犯罪行為によって被害者を死亡させた罪に関わる事件であり、重大事件の裁判が対象とされる。

#### ② 裁判員の権限（裁判員法第6条）

裁判員は、裁判官と一緒に法廷での公判審理に出席し、裁判官と対等の権限で、事実の認定、法令の適用、刑の量定を行う<sup>4</sup>。裁判員は、裁判官による「法令の解釈」の上に立って、裁判員も関与した「事実の認定」を前提として、裁判官とともに「法令の適用」をすることになり、裁判長に告げて許可を得た上で、証人や被告人、被害者等に質問することができる（第56、57、58条）。

#### ③ 直接主義・口頭主義の強化

3 正式名称は「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（平成十六年五月二十八日法律第六十三号）。

4 裁判員裁判は、裁判官3名と裁判員6名の9名で行われる。法廷通訳人は、これら9名と検察官、弁護人、被告人等に対して通訳をしなければならない。

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

日本の刑事訴訟法は、伝聞証拠禁止原則（320条1項）を採用しており、また聞きに当たる供述・証言や、人から聞いた話を書いた書面、自分の体験を書いた書面、人の話を録音したものなどは原則として証拠にできない。しかし、現実には伝聞例外の規定を緩やかに適用し、多くの書面を証拠として利用してきており、捜査段階で作成された供述調書<sup>5</sup>によって事実認定がなされることが多かった。しかし、そうした方法は裁判員裁判には馴染まない。司法制度改革審議会意見書では、「この問題の核心は、争いのある事件につき、直接主義・口頭主義の精神を踏まえ公判廷での審理をどれだけ充実・活性化できるかというところにある。特に、訴訟手続への新たな国民参加の制度を導入することとの関係で、後述する裁判員の実質的な関与を担保するためにも、こうした要請は一層強いものとなる。」「非法律家である裁判員が公判での証拠調べを通じて十分に心証を形成できるようにするために、口頭主義・直接主義の実質化を図ることも必要となる。」としており（司法制度改革審議会2001）、裁判員は、法廷で当事者が行う証言、適切な物的証拠を十分吟味した上で判断する。

## ④ 裁判の迅速化・核心司法

これまでの日本の刑事実務では、審理に多数回の公判期日を要する事件では、数週間の間隔をおいて審理を行うのが普通であり、第一審だけで数年かかることも稀ではなかった。しかし、裁判員裁判は、長いものは1週間かかるが、大半が3日間とされている。直接主義・口頭主義での裁判では、審理は継続して行い、結審後直ちに評議をする必要があり、また裁判員に長期間にわたる参加をさせることもできない。その実現のために、公判前整理手続<sup>6</sup>が導入され、審理の迅速化と共に裁判員に対して提供する情報が過大にならないようにし、事件の中心に的を絞った審理をする「核心司法」に移行することが主張された。

裁判員法公布以降、裁判員制度にふさわしい刑事裁判手続を実現するため、裁判所、検察庁、弁護士会が協力して、延べ550回（平成20年12月末時点）にわたる模擬裁判を実施した。その成果と裁判員裁判の実施に向けた課題について取りまとめた資料「模擬裁判の成果と課題—裁判員裁判における公判前整理手続、審理、評議及び判決並びに裁判員等選任手続の在り方」の中に、「要通訳事件における審理の在り方」について記述された部分がある（河本他2009, 30-31頁）。そこには、要通訳事件の模擬裁判において確認された成果と課題として、以下の事項が挙げられている。

## ① 裁判員裁判においても、要通訳事件の審理の在り方は、基本的にこれまでの審理

5 捜査段階で検察官や警察官が関係者を取り調べ、話したことを書面にしたもの。捜査官の質問に対する回答の逐語的な記録ではなく、供述者が独白する形式の捜査官が要約した内容である。

6 公判審理を充実させるために、裁判所・検察官・弁護人で事件の争点と証拠を予め整理し、審理の計画を立てる。

の在り方と異なることはない。例えば、冒頭陳述、書証の取調べ等については、基本的に当事者の作成した読み上げ原稿等に基づき、ワイヤレスマイク<sup>7</sup>を使用して同時的に通訳することになる。プレゼンテーションソフトを活用する場合は、配慮が必要となろう。

- ② 証人尋問等では、従来と同様、逐次的な通訳<sup>8</sup>を行うことになる。
- ③ 裁判官は、裁判員が抱えている疑問を上手に聴取して、質問の仕方をアドバイスするなど、簡潔で的確な質問がされるように意を用いることが必要。
- ④ 連日の開廷が実施される裁判員裁判では、通訳人の負担を考慮し、複数通訳人を選任することが必要な場合もあり、その場合、通訳人の交替によって支障を来すことのないよう工夫が必要であろう（交代の時期、立会・休憩の形態等）。

以下においては、上記④で記述されている通訳人の負担と複数通訳人による通訳について少し詳しく述べたい。

#### 4-2 通訳人の疲労やストレス、複数通訳人

連続開廷集中審理で口頭主義をとる裁判員裁判においては、通訳人が長時間連続して審理に立ち会う機会が増える一方で、市民が参加することによってより迅速で分かりやすい裁判が求められることになる。このことは、通訳人に精神的肉体的に疲労や負担をもたらすと考えられ、それに伴うストレスの影響も懸念される場所である。先に記述した「模擬裁判の成果と課題」では、「通訳人の負担を考慮し、複数通訳人を選任することが必要な場合もあろう。」としながら、脚注で、模擬裁判の通訳人役からの「審理が1日で終了するような事案であれば、予め通訳の準備のための資料さえ提供してもらえれば、1人の通訳人で対応できる（むしろその方がやりやすい。）」、「休廷回数が多ければ、審理が5日間連続したとしても、1人で十分対応できるし、負担でもない。」という感想が記述されている（河本他2009, 31頁）。しかしながら、法廷通訳で大部分を占める逐次通訳はかなり複雑な認知プロセスを必要とするものであり<sup>9</sup>、また法廷通訳特有の状況<sup>10</sup>から多くのストレスの要因が存在していると考えら

7 ワイヤレス通訳システムとは、送信機を装着した通訳人が小声で通訳を行い、それを受信機のイヤホンを通じて被告人に伝える装置。公判廷における日本語での発言のうち、事前に通訳人に書面が交付された手続部分について、日本語での発言に並行してあらかじめ準備した通訳内容を伝える形で同時進行的な通訳ができるようにするもの（法曹会1997, 18頁）。

8 逐次通訳では、通訳者は話し手の発話があるまとまった区切りまで聞き、その後その部分を目標言語で再表現する。

9 逐次通訳において行われるメモ取りは、聞く作業と同時進行的に行われ、その段階で既に言葉の変換作業の一部が行われている。さらに訳出する際に、メモを見ながらもう一度変換作業をする（渡辺他2010, 196頁）。

10 会議通訳などとは違い、法廷では様々な方向からくる音を拾う必要があり、言語変換の方向も一方向ではなく両言語の間を両方向で行わなければならない上に、検察側と弁護側の激しいやり取りや否認事件などで被告人の主張が分かりにくかったり、発言者のレベルが様々であることもある（渡辺他2010, 196-197頁）。また原発言内のためらい・言い直し・言い間違いなどの要旨まで正確に訳出することが求められる（水野真木子・中村2010, 73頁）。

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

れる。通訳人の疲労やストレスの増加は通訳の質の低下や誤訳を生むことにつながる虞がある。実際、法廷通訳人の「1人での通訳だと、60分もたつとどうしても集中力が落ちてくる。」(朝日新聞2007年8月10日)という発言や、模擬法廷による実験結果からは、通訳者が生理的・心理的に限界に達するのは平均30分前後であり、それを超えると通訳プロダクトに劣化が見られるようになることが指摘されている(水野真木子・中村2010)。これについては、渡辺他(2010)・水野真木子(2008)等では、裁判員法廷での望ましい通訳体制として、法廷での音響環境を整えることや通訳人の意識改革の必要と共に、複数の通訳人が交代で通訳する体制を整えることの必要性を主張している。このチーム通訳態勢での通訳に関して、2012年3月に大阪で開催された公開シンポジウム<sup>11</sup>では、その「プラス面」と「懸念される面(単独通訳を選択せざるを得ない要因)」として、以下のような通訳人の意見が紹介された。

## ＜プラス面＞

- ・ サポート&チェック態勢が作られ得る。
- ・ (万一の場合でも、もう一人いるという) 安心感
- ・ (業務分担ができることによる) 疲労や負担の軽減
- ・ (訳語の) 整合性が増す
- ・ 事前の合意等あれば、上手く機能する/した

## ＜懸念される面(単独通訳を選択せざるを得ない要因)＞

- ・ 相手によっては精神的に負担
- ・ 報酬<sup>12</sup>
- ・ (訳語を) 統一するため事前準備の手間が増す
- ・ 法曹三者の配慮の有無(各通訳人への全書類送付など)
- ・ コーディネーターの有無

以上のように、裁判員裁判が始まって、通訳態勢の新たな選択肢としてチーム通訳が行われるようになった。しかし、上記の通訳人たちの意見に見られるように、チーム通訳には様々な不安要因があり、実際の裁判では、チーム通訳より単独通訳の方が多く行われているようである<sup>13</sup>。

11 大阪大学グローバルコラボレーションセンター主催、公開シンポジウム「裁判員裁判経験の法廷通訳人が語る」(2012年3月20日)(本シンポジウムは、科学研究費補助金(挑戦的萌芽研究:平成23-24年度)「裁判員裁判における法廷通訳環境整備のための基礎研究」(研究代表者:大阪大学グローバルコラボレーションセンター教授津田守)プロジェクトの一環として行われた。)ここに紹介した内容は、本プロジェクトにおいて実施された法廷通訳人に対する聞き取り調査から得られた結果によるもので、当日配布された資料による。

12 チーム通訳経験者の話によると、相通訳人の通訳時間中も拘束されるにも関わらず、実際に支給される報酬は自分が通訳した時間分のみである。

13 上記のシンポジウム資料による。



## 5. 近年の司法通訳に関する研究の動向

これまでの我が国の司法通訳に関する研究には、主に研究者による法律論・裁判例の紹介、裁判所・警察・検察・弁護士・通訳人の各段階・立場からの制度や実務に関する研究や報告及び実務目的の手引書等が存在するが、大部分が法律関係のものであり、言語面からのものはほとんど存在しなかった。その理由の一つとして、我が国では捜査段階の供述や法廷での発話を部外者が録音録画したり利用することは許されておらず、実際の言語データを使用した研究ができなかったことが挙げられるであろう。しかし、近年、実践的具体的なデータに基づいた手法によって、実際の通訳場面で使用される言語面での課題や影響を調査研究するものが登場してきた。その背景には、裁判員裁判の導入が決まり、直接主義・口頭主義が強化されることにより、法廷での言葉のやり取りが裁判員の判断に多大な影響を及ぼすであろうことが存在し、殊に外国人事件では、法廷通訳人が外国人の証言を日本語に訳したその日本語訳のみが証拠として採用されることから、これまで以上に法廷通訳人の重要性が増したことがあると考えられる。以下においては、そうした、近年の司法通訳及び言語と法に関する研究と運用面の解説等について紹介しよう<sup>14</sup>。

水野真木子(2006 a)は、控訴審のための鑑定書作成を目的として、第一審の公判記録テープに記録された被告人の発話を音声分析し、被告人の使う英語の特殊な発音体系が通訳の正確性に問題を発生させる可能性を指摘した。さらに、語学力と通訳能力との関わりや、調書の正確性及び被疑者と通訳人との意思疎通の確認方法に通訳を利用する側である司法関係者の理解が必要であることを主張した。

次に、水野かほる(2008)は、捜査段階及び公判段階の音声記録が入手不可能であることから、外国人犯罪判例の中から司法通訳の正確性・公平性が問題となった事例を選び、その供述調書・公判調書の分析から、裁判において言語面で問題とされたのはどのような点であるか、また通訳人と被告人の言語能力を司法関係者がどのように判断し、そこでの課題はどのようなものであるかを考察した。

裁判員制度が施行されることになり、裁判員模擬裁判が実施されたが、「裁判所主催の通訳を必要とする裁判の模擬法廷で問題になったのは、通訳人の法廷内での位置、通訳を入れるタイミング、交代の仕方など手続的なことばかりであり、通訳人が使用した表現や訳し方といった言語そのものに関わる問題には全く触れられなかった」(中村・水野真木子2009, 33頁)。そのため、裁判所、弁護士会等の司法側の視点は、あくまでも正確な裁判実施と裁判員のための通訳であって、通訳の意義や影響、通訳人の存在等は二次的なものであることが問題とされた。

そのような状況の中、日本通訳翻訳学会コミュニティ通訳分科会法廷言語分析チー

14 ここでは、2000年以降に公表されたものを紹介する。

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

ムは2007・2008年に模擬法廷を実施し、そこで得たデータを基に分析を行っている(中村2009、中村・水野真木子2009、吉田2008)。中村・水野真木子(2009)では、裁判員は通訳人の訳す言葉を被告人の証言と同一視するため、通訳人の訳語選択の違いが裁判員の外国人被告人への心証形成や証言の信憑性判断の拠り所になっていると述べている。また、吉田(2008)は、言語人類学的視座から法廷における相互行為を捉え、Goffmanのフットィング<sup>15</sup>の概念を援用した分析により、レジスターを保持した訳出が通訳人に難しくなっている要因を考察している。吉田(2009, 2011)はさらに、言語人類学の枠組みに依拠した研究において、通訳人の訳出行為は参与者である通訳人が原発話を文化的ステレオタイプや言語イデオロギーなどを通して解釈しているとす。また、中村(2009)は、外国人事件における現発言の言葉や表現の特徴をコーパスの用例と比較することにより明らかにしている。

法廷通訳で最も重要とされるのは、情報伝達の正確さである。裁判員裁判では、法廷での原発言と通訳人に通訳された発言との等価性<sup>16</sup>への要請が従来以上に高まっている。通訳の等価性に関する研究では、毛利(2006, 2007)、水野真木子(2006b)がある。

2009年5月には「法と言語学会」が設立された。これまでの法律と言語の関わりを対象とする研究では、言語政策論や個別の事件のケーススタディーが主体であり、司法における言語現象を探求したり言語使用を分析した結果を司法にフィードバックすることを目的として実社会とのつながりを探索するものは多くなかった。法言語学は、法や裁判に関連した言葉の問題の重要性を認識し、言語学の立場から研究する(堀田2009a)。この分野の研究には堀田(2009ab, 2010)、大河原(2009)、橋内・堀田(2012)があり、堀田(2009a)は言葉を通して見える裁判の世界や、裁判という場における言葉のチカラや言葉の不思議を見ようとしたものである。

大河原(2008)は、裁判員制度の導入を控えて、「法律家ではなく市民の目線から、『裁判は市民にはなぜわかりにくいのか』をテーマに書きあげた」という(大河原2008, 3頁)。

法廷通訳における言葉の問題に直接関与するものではないが、裁判員制度施行によって浮上した言語問題に対応するため、日本弁護士連合会・裁判員制度実施本部は、2004年「法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム」を立ち上げ、裁判員がその権利を行使し責務を果たすために、法廷用語はいかにあるべきかの検討を行った。検討のベクトルは「専門家が非専門家に近づいていく」方向であり、法律用語の日常語化の作業結果は、法律家の参考として『裁判員時代の法廷用語 ー法廷用語の日常化に

15 コミュニケーションにおける相互行為参与者は、話し手や聞き手として異なる役割を担い、かつ瞬間ごとに異なる階層の話し手・聞き手として機能している。この動的に変化する個人の参与ステータスがフットィングである(吉田2008, 117頁)。

16 等価とは、2つの言語で語彙・文法などを扱う場合に、その意味の同義性(類義性)を指す。

関するPT最終報告書』(日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム編 2008 a) が刊行され、また一般向けの法廷用語集として『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』(日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム編 2008 b) が刊行された。

津田(2009)は、裁判員裁判導入に先立って、裁判員裁判が実施されることによって法廷通訳翻訳にどのような影響が及ぶかを、即決裁判、公判前整理手続実施等によって法廷通訳人がどのような状況におかれるか、通訳方法や通訳態勢にはどのような課題がありどう対処したらよいか、など裁判員裁判施行を目前にした段階での様々な課題を法曹三者及び裁判員候補者になるかもしれない一般人に向けて通訳人の立場から語ったものである。

その他には、以下のような論文及び報告等がされている。

- 司法通訳人の養成を行っている大阪外国語大学大学院言語社会研究科における「司法通訳翻訳論」の授業を紹介したもの(西松2003)(津田2003 b)。
- 2007年に開催された日本通訳翻訳学会(2008年度より日本通訳学会の名称を変更)第8回年次大会における特別プログラム「グローバル化する日本における法務通訳翻訳の現状と課題」の講演を編集したもの(津田守編、日本通訳翻訳学会監修2008)。
- 自らが司法通訳翻訳人である筆者が、当該言語の通訳・翻訳の参考とすることができるよう作成したハンドブックや解説書(呼2006、チャン ティ ヒエン著、大阪大学グローバルコラボレーションセンター(GLOCOL)監修2008)。
- メルボルン事件<sup>17</sup>弁護団の弁護活動の記録(メルボルン事件弁護団編2012)。
- 司法通訳の現状が抱える問題点を、通訳言語、通訳の正確性、通訳の公平性の観点からこれらが問題となった判例をもとに考察している(小林2012)。
- 法務省関連の通訳翻訳業務の現場、即ち、検察庁における捜査手続き、矯正施設、更生保護機関、人権擁護相談窓口、入国管理機関、法務総合研究所等における通訳翻訳業務のニーズと実態、問題点について述べたもの(渡辺2003)。
- 裁判官及び弁護人の立場から、外国人刑事事件における留意点や問題点について述べたもの(大山2006)。

以上、近年の研究動向を概観することにより、最近、殊に裁判員制度施行の前後から、司法と言語に関して、様々な実証的なデータを利用した研究、法言語学の研究、裁判員裁判に向けての解説や問題点を指摘したものなど、様々な動きがあることが分かった。こうした状況は、今後も当分続くのではないと思われる。

17 1992年、オーストラリアのメルボルン空港で、ヘロインを所持していたとして日本人5人が逮捕・起訴され、1人に懲役20年、他の者に懲役15年の判決が下された。事件において捜査・公判における通訳が問題とされた。

## 6. 静岡県における法廷通訳人

筆者は、2000年秋に、静岡県における司法通訳に関する基本的情報を得るため、静岡県警察本部通訳センター、静岡地方裁判所、静岡県弁護士会静岡支部・沼津支部・浜松支部で聞き取り調査を行った。静岡地方裁判所については、2000年11月に地裁管内の要通訳事件や法廷通訳について調査を行った（水野かほる2001）。今回（2012年6月）、改めて静岡地方裁判所に対して簡単な調査を実施したので、以下にその一部を紹介したい。調査によって得た情報のうち、本稿では1999年と2010年の静岡地裁管内の外国人事件数とそのうちの要通訳事件数（2010年については被告人の国籍、通訳言語、罪名に関する情報もあり）について報告する<sup>18</sup>。

1999年度 刑事の通常訴訟の第一審での事件  
外国人事件 244 うち要通訳事件 230

2010年度  
外国人事件 212 うち要通訳事件 192

2010年度 要通訳事件192件について

- ・被告人の国籍（全15か国）

ブラジル	80	フィリピン	30	ペルー	24	中国	19
韓国	8	ベトナム	10	インドネシア	5	スリランカ	5

- ・通訳言語（全12言語）

ポルトガル語	81	タガログ語	29	スペイン語	28
北京語	20	ベトナム語	9	韓国・朝鮮語	7
インドネシア語	5	シンハラ語	5	ウルドゥー語	4

- ・罪名

窃盗、覚せい剤取締法、道路交通法、出入国管理及び難民認定法、大麻取締法、傷害、偽造有印公文書行使 など

1999年の調査における国籍別検挙人員では、最も多いのがブラジルで135人、次いで中国・台湾90人、韓国・朝鮮57人、ペルー54人、フィリピン33人、タイ13人、イラン12人となっている。また、上記のように、通常第一審での事件の外国人事件の受理件数は244件、うち通訳を要した事件は230件であり、2010年の調査における外国人事件数と要通訳事件数は、それぞれ212件、192件であって、1999年と比較して若干減少している。要通訳事件の被告人の国籍では、ブラジル80人、フィリピン30人であり、国籍ではブラジル、フィリピン、ペルー等が上位に位置することには変わりがない。

18 2010年のものは、2012年6月、静岡地方裁判所総務課広報係から入手した情報による。

また、裁判員制度施行後の静岡地裁管内での裁判員裁判の件数と、そのうちの要通訳事件の件数、事件の内容、通訳言語は以下のものである。

- ・裁判員裁判の件数 76 (被告人の人数)
- 要通訳事件 2件 (強盗致死傷: 北京語、殺人未遂: ポルトガル語)

裁判員裁判については、まだ施行後日も浅く実施件数も少ないため、今後の情勢を見守りたい。

法廷通訳人の確保の方法や、その適性の判断基準、通訳人に対する研究会等を行っているかについては、現在も1999年当時とほとんど変わっていない。

## 7. 今後の課題

本稿では、主として裁判員裁判の導入前後より、司法通訳に関する制度やシステムがどのように変わったのか、通訳態勢や通訳方法についてはどうであるか、またそれらによって通訳人は肉体的精神的に負担や影響を受けるのかなどについて概観し、同時に近年の司法通訳及び法と言語に関する研究の動向にも目を向けた。その結果として、現在の司法通訳をめぐる状況と課題として以下の3点を挙げておきたい。

- ① 裁判員裁判導入の少し前より、実際の施行に向けて裁判員裁判の在り方を検討するために模擬裁判が実施され、裁判員に分かり易い審議評議の在り方の検討が行われた。裁判や法律に関する用語の見直しや裁判員に選ばれた場合の情報が記述された様々な本が多数発行され、マスコミにも取り上げられた。従来の司法通訳研究で論点とされてきたのは、通訳言語と被告人の母語が異なると違法な措置となるのか、通訳人を介して作成された調書等の証拠能力の問題、通訳の正確性の問題、通訳の公平性・中立性の問題等であったが、近年は、模擬裁判のデータを基にそれが裁判の心証にどのように影響を与えるか、また長時間通訳が通訳人に与える影響について等、具体的実効的側面を扱うものが多く見られるようになった。
- ② 一方で、裁判員裁判においては、法廷通訳人の側からすれば様々な問題が発生すると予想されていた。公判前整理手続の通訳翻訳業務、集中審理、直接主義・口頭主義、法廷通訳人の人数、通訳方法等の変化、そしてそれらによる通訳人の負担の増加が考えられた。
- ③ ①に記述したように注目された裁判員裁判ではあり、様々な努力と改善措置がなされたが、それは裁判員や裁判所にとってのものであり、法廷通訳人を視野に入れたものとは考え難い。つまり法定通訳人を含め、司法通訳人を取り巻く制度やシステム等状況は従前とあまり変わっていないと言える。

司法通訳人は、外国人が関わる司法手続きにおいて重要な役割を担っている。しか

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

し、要通訳事件数に比して常時必要な通訳人の人数や質の確保が難しい状況にある。その背景には、司法通訳人や通訳という仕事に対する周囲の無理解や認識の低さがあると考えられる。一旦事件に関われば、膨大な量の通訳翻訳等準備が必要である上に長時間にわたる物理的拘束を余儀なくされ、高度な言語能力と通訳技術が要求され、重い責務と秘密保持、中立性維持等の倫理的負担が課せられる。また、司法通訳の仕事は不定期で、報酬も事件の難易や通訳人の経験、技能に応じたものとはなっておらず、独立した専門職としての待遇を得ている人はまれである。それにもかかわらず、極めて正確で忠実・公正な通訳を遂行することが当然のごとく見做されている。

一般の国民が裁判員として参加する裁判員制度の施行にあたっては、国民が利用しやすく分かり易い裁判を実現すべく様々な努力が払われてきた。これまで難解な言葉の代名詞とされてきた法律の言葉にも大きな変化が訪れていると言えよう。その一方で、裁判員裁判が始まり、法廷通訳人にはこれまで以上に重い負担がかかっている。そこで、我々研究グループ<sup>19</sup>では、法廷通訳人を含む司法通訳人の負担軽減を目指し、司法通訳人の就労環境及び通訳人が的確な通訳を可能にする司法手続きの進行方法と日本語の運用技術や通訳方法についてアプローチを行うことを考えている。その際、裁判の進行方法及び通訳方法に関しては、通訳人を使用する側である法曹三者がどのように通訳人を認識し、どのように裁判を進行したり指示を行ったら、より通訳人にとって分かり易く的確な通訳が可能となるかに焦点を当てる予定である。

最高裁判所は、裁判員裁判に参加した裁判員及び補充裁判員並びに裁判員等選任手続期日に出席した裁判員候補者に対して、裁判員制度の運用等の改善につなげることを目的としたアンケート調査を実施している。本アンケート調査中の質問項目に、「法廷での検察官、弁護士、裁判官の説明等のわかりやすさ」について裁判員等に尋ねた設問がある。平成21年度、22年度の調査結果報告書では、それぞれについて「わかりやすかった」という回答は、21年度：検察官80.3%、弁護士49.8%、裁判官 90.7%、22年度：検察官71.7%、弁護士40.4%、裁判官 88.6%であった（最高裁判所2010, 19頁：最高裁判所2011, 19頁）。裁判官の説明が分かり易いと判断されたのには、法廷においてと言うよりは別室での裁判官と裁判員との評議における説明が分かり易かったということが考えられる。また、裁判員にとってのわかりやすさと司法通訳人にとって分かり易く通訳がしやすいということは同じではないと思われるが、共通する面もあるのではないであろうか。この場合、裁判官、検察官、弁護人の説明のわかりやすさはどのような印象や判断に基づくものであろうか。また、これと法廷通訳人にとっての法曹三者のわかりやすくて通訳しやすい話し方や説明の仕方はどのようなもので

19 本研究は以下の補助金を受けて行うものである。科学研究費助成事業（挑戦的萌芽研究：平成24-26年度）「司法通訳人の負担軽減のための学際的研究 ―就労環境整備と日本語運用技術の改善―」（研究代表者：静岡県立大学国際関係学部水野かほる）他のメンバーは、静岡県立大学国際関係学部高畑幸、同森直香、同坂巻静佳、大阪大学グローバルコラボレーションセンター津田守。

あろうか。

以上のように、本研究は、これまで目を向けられることのなかった司法通訳人にとっての負担とその軽減に焦点をおき、司法通訳人の就労環境及び司法通訳人を使用する法曹三者の手続きの進行方法と日本語の運用技術の改善において実践的な解決策を提案することを目指している。

#### <参考文献>

- 朝日新聞2007年8月10日付 大阪外国語大教授津田守「裁判員制度 法廷通訳の在り方再考を」
- 朝日新聞2012年5月19日付
- 王平(2004)「司法通訳の現状と課題」『愛知産業大学短期大学紀要』17、137-151
- 大河原眞美(2008)『市民から見た裁判員裁判』明石書店
- 大河原眞美(2009)「法言語学確立の背景と今後の展望」『月刊言語』9月号、48-53
- 大山貞雄(2006)「裁判及び弁護活動からみた法廷通訳」『通訳研究』第6号、237-250
- 河本雅也・大西直樹・小野寺明(2009)「『模擬裁判の成果と課題』について」『判例タイムズ』No.1287、5-62
- 警察庁編(2011)『平成23年版警察白書』
- 後藤昭(2011)「刑事司法における裁判員制度の機能 —裁判員は刑事裁判に何をもたらすか」後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』国際書院、95-112
- 小林裕子(2012)「司法通訳人の任務の諸相 —司法通訳人の適格性を担保するために—」『明海大学外国語学部論集』24、63-74
- 呼美蘭(2006)『中国語の司法通訳 読んでわかる通訳の仕事』白帝社
- コミュニティー通訳分科会法廷言語分析チーム(2008)「2007年度JAIS年次大会において行った模擬法廷のデータ分析」『通訳翻訳研究』8号、309-314
- 最高裁判所(2010)「裁判員等経験者に対するアンケート 調査結果報告書(平成21年度)」  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10\\_jissi\\_jyoukyou/03-1.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10_jissi_jyoukyou/03-1.pdf) (2012年3月30日)
- 最高裁判所(2011)「裁判員等経験者に対するアンケート 調査結果報告書(平成22年度)」  
[http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09\\_12\\_05\\_10\\_jissi\\_jyoukyou/h22\\_keikensha.pdf](http://www.saibanin.courts.go.jp/topics/pdf/09_12_05_10_jissi_jyoukyou/h22_keikensha.pdf) (2012年3月30日)
- 裁判所(2012)『平成24年度ごぞんじですか法廷通訳 —あなたも法廷通訳を—』
- 司法制度改革審議会(2001)「司法制度改革審議会意見書 —21世紀の日本を支える司法制度—」  
<http://www.kantei.go.jp/jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html> (2012年

## 近年の司法通訳をめぐる状況と課題

6月4日)

- 田中恵葉 (2006) 「外国人事件と刑事司法：通訳を受ける権利と司法通訳人に関する一考察」『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル』12、1-41
- チャン ティ ヒエン著、大阪大学グローバルコラボレーションセンター (GLOCOL) 監修 (2008) 『ベトナム語司法通訳翻訳ハンドブック』大阪大学出版会
- 津田守 (2003 a) 「PEOPLE WITH LEGAL MIND 司法通訳翻訳人[前編]」『法律文化』3月号、36-41
- 津田守 (2003 b) 「PEOPLE WITH LEGAL MIND 司法通訳翻訳人[後編]」『法律文化』4月号、40-43
- 津田守 (2009) 「裁判員裁判導入と法廷通訳翻訳の在り方 ―法廷通訳人の視座からの考察と提言―」『法律時報』1004号、39-46
- 津田守編、日本通訳翻訳学会監修 (2008) 『法務通訳翻訳という仕事』大阪大学出版会
- 中村幸子 (2009) 「コーパスを利用した法廷言語分析」『月刊言語』9月号、42-47
- 中村幸子・水野真木子 (2009) 「第2回模擬法廷の言語分析 法廷における語彙選択に関する言語学的問題と法的意味」『通訳翻訳研究』第9号、33-54
- 西松鈴美 (2003) 「司法通訳翻訳人訓練の方法論 ～大阪外国語大学大学院での実践～」『通訳研究』第3号、103-121
- 日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム編 (2008 a) 『裁判員時代の法廷用語 ―法廷用語の日常化に関するPT最終報告書』三省堂
- 日本弁護士連合会裁判員制度実施本部法廷用語の日常化に関するプロジェクトチーム編 (2008 b) 『やさしく読み解く裁判員のための法廷用語ハンドブック』三省堂
- 橋内武・堀田秀吾 (2012) 『法と言語 法言語学へのいざない』くろしお出版
- 法曹会 (1997) 『法廷通訳ハンドブック実践編 {英語}』
- 法務省法務総合研究所 (2011) 『犯罪白書 平成23年版』
- 堀田秀吾 (2009 a) 『裁判とことばのチカラ ことばでめぐる裁判員裁判』ひつじ書房
- 堀田秀吾 (2009 b) 「実用の学としての法言語学」『月刊言語』9月号、8-15
- 堀田秀吾 (2010) 『法コンテクストの言語理論』ひつじ書房
- 萬羽ゆり (2008) 「捜査・司法通訳人から見た外国人犯罪対応のポイント ―捜査官と通訳人の連携の要点・文化の違いを中心に―」『捜査研究』No.688,2-13
- 萬羽ゆり (2011) 「捜査・司法通訳人から見た外国人犯罪対応のポイント ―捜査官と通訳人の連携の要点・文化の違いを中心に― (最終回・第29回) 犯罪のグローバル化」『捜査研究』No.716,60-68
- 水野かほる (2001) 「外国人事件と司法通訳の問題に関する予備的考察 ―静岡県における調査報告―」静岡県立大学国際関係学部『国際関係学双書』18,95-158



- 水野かほる (2004 a) 「適正な通訳が保障されるために — 司法通訳人に対するグループ・インタビューから —」 静岡県立大学国際関係学部『国際関係・比較文化研究』第2巻第2号、229-249
- 水野かほる (2004 b) 「司法通訳の正確性 — 司法通訳人に対するグループ・インタビュー調査から —」 『平井勝利教授退官記念 中国学・日本語学論文集』 白帝社、591-614
- 水野かほる (2008) 「外国人事件における司法通訳の正確性 — 要通訳事件の事例からの考察 —」 『言語政策』 第4号、1-24
- 水野真木子 (2006 a) 「ニック・ベイカー事件の英語通訳をめぐる諸問題」 『季刊刑事弁護』 No.46、108-111
- 水野真木子 (2006 b) 「判決文の通訳における等価性保持の可能性と限界」 日本コミュニケーション学会『スピーチ・コミュニケーション教育』 19、113-131
- 水野真木子 (2008) 『コミュニティー通訳入門』 大阪教育図書株式会社
- 水野真木子・中村幸子 (2010) 「要通訳裁判員裁判における法廷通訳人の疲労とストレスについて」 『金城学院大学論集社会科学編』 第7巻第1号、71-80
- 村岡啓一 (2011) 「裁判員制度とその誕生 — 法の継受と創造の観点から —」 後藤昭編『東アジアにおける市民の刑事司法参加』 国際書院、13-30
- メルボルン事件弁護団編 (2012) 『メルボルン事件 個人通報の記録 国際自由権規約第一選択議定書に基づく申立』 現代人文社
- 毛利雅子 (2006) 「司法通訳における言語等価性維持の可能性 — 起訴状英語訳の試み —」 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』 No.7,391-397
- 毛利雅子 (2007) 「司法通訳人の役割 — 法廷通訳における言語等価性との関連において —」 『日本大学大学院総合社会情報研究科紀要』 No.8,315-323
- 吉田理加 (2008) 「法廷通訳人のフッティング ～模擬法廷データ談話分析～」 『通訳翻訳研究』 第8号、113-131
- 吉田理加 (2009) 「法廷通訳における異文化の壁」 『月刊言語』 9月号、30-35
- 吉田理加 (2011) 「法廷談話実践と法廷通訳 — 語用とメタ語用の織り成すテクスチャー —」 『社会言語科学』 第13巻第2号、59-71
- 渡辺修・長尾ひろみ・水野真木子 (2004) 『司法通訳 Q&Aで学ぶ通訳現場』 松柏社
- 渡辺修・水野真木子・中村幸子 (2010) 『実践 司法通訳[裁判員裁判編]—シナリオで学ぶ法廷通訳』 現代人文社
- 渡辺由紀子 (2003) 「法務通訳翻訳の世界—その多様性と将来性」 日本通訳学会『通訳研究』 第3号、122-135